

阿賀野市条例第 27 号

阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例（平成 30 年阿賀野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「前条ただし書き」を「前条ただし書」に、「新潟県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金新潟支部」を「審査支払機関」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。